

母子家庭等医療費助成事業及び重度障害者(児)医療費助成事業の 自動償還払い方式実施に伴う事務取扱要領

本県の市町村が実施する母子家庭等医療費助成事業及び重度障害者(児)医療費助成事業(以下「事業」という。)に関し、平成16年12月1日から自動償還払い方式を実施することに伴い、各医療機関等における事務取扱については、以下のとおり行うものとする。

なお、母子家庭等医療費助成事業においては、以下の項の訪問看護ステーションに係る事項については適用しないこととする。

1 事業の対象者の確認

- (1) 事業の対象者は、市町村が発行する母子家庭等医療費助成金受給者証又は重度障害者(児)医療費助成金受給者証(以下「受給者証」という。)により確認するものとする。
- (2) 受給者証の様式は、次のとおりとする。
 - ア 母子家庭等医療費助成金受給者証については、様式1-1によるものとする。
 - イ 重度障害者(児)医療費助成金受給者証については、様式1-2によるものとする。
 - ウ 受給者証の大きさは、受給者及び医療機関等が活用しやすいよう、保険証の大きさに準ずるものとする。
- (3) 次の場合は、自動償還払い方式の対象とならないこと。
 - ア 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合
 - イ 保険給付の対象となるマッサージ、はり、きゅうの施術を受けた場合
 - ウ 乳幼児医療費助成の対象者について、同制度において定められた一部負担金を費用徴収された場合

2 保険診療にかかる自己負担額の徴収

1により確認した事業の対象者の保険診療にかかる自己負担額については、各医療機関等の窓口において全額徴収するものとする。

なお、更生医療等公費負担医療制度の対象となる者については、当該制度に基づく自己負担上限額を窓口で徴収するものとする。

3 事業に要する費用の報告及び支払

- (1) 1により確認した事業の対象者について、2により保険診療にかかる自己負担額を徴収した場合は、当該診療の内容について、次の様式による母子家庭等医療費明細書又は重度障害者(児)医療費明細書(以下「明細書」という。)により、静岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に対して報告するものとする。
 - ア 医療機関及び訪問看護ステーションが作成する明細書は様式2によるものとする。
 - イ 薬局が作成する明細書は様式3によるものとする。

- ウ 施術所が作成する明細書は様式 4 によるものとする。
- (2) 受給者証の有効期間外の診療及び摘要欄に記載された給付の制限の対象外の診療については、事業の助成対象外なので、報告には含めないこと。
- (3) 明細書の作成方法は、次によるものとする。
- ア 市町村ごとに別様とすること。
- イ 医療機関の場合は、入院、通院ごとに別様とすること。
- ウ 診療月ごとに別様とすること(「〇年 月分」の箇所は、診療月を記入することとする)。
- エ 明細書 1 枚につき、受給者ごとに記入することとするが、受給者番号の順序による作成又は加入している医療保険の種類ごとの作成等は必要ないこと。
- オ 生年月日は、和暦で記入すること。
- カ 一部負担割合は、加入している医療保険の自己負担割合を記入すること。
一部負担割合が 3 割の医療保険の場合は「 3 」、2 割の医療保険の場合は「 2 」、1 割の医療保険の場合は「 1 」を、それぞれ記入すること。
- キ 窓口徴収額は、2 により徴収した保険診療にかかる自己負担額を記入すること。
なお、更生医療等公費負担医療制度に基づく自己負担上限額を窓口で徴収した場合には、当該自己負担額を記入すること。
- ク 合計欄は、市町村ごと入院、通院区分ごとに最終ページに記入すること。
- (4) 明細書は、国保連合会に提出するものとする。
- (5) 国保連合会は、事業の対象者にかかる診療の内容について、各医療機関等が明細書で報告した件数に応じた事務手数料を、振込通知書により金額を通知した後、支払うこととする。

4 公費負担者番号及び受給者番号

- (1) 公費負担者番号は、別表のとおり定め、受給者証に記載されるものとする。
- (2) 受給者番号は、10 桁以内で市町村ごとに定め、受給者証に記載されるものとする。